

1. 件名：福島第一原子力発電所における事業所内運搬に係る面談

2. 日時：令和2年1月15日（水）13：30～14：15

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、澁谷企画調査官、宇野課長補佐、高松係員

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部

放射線・環境グループ チームリーダー 他3名

5. 要旨：

- 原子力規制庁より、令和元年1月9日に実施した福島第一原子力発電所における規制の見直しに関する面談において原子力規制庁から回答することとしていた所内運搬に関する法令上の解釈として、管理対象区域内の運搬は管理区域内の運搬に当たらない旨東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に伝えた。
- また、令和2年1月15日に開催された第52回原子力規制委員会において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則」及び「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」が決定されたことから、東京電力に対し、以下を依頼した。
 - 規則及び告示の改正により、工場又は事業所において行われる運搬が加わったことから、これまで必要に応じて個別申請毎に実施計画に定めていた運搬時の措置等に加え、同計画の保安措置の章においても事業所内運搬に対する方針や管理について、より明確になるよう検討すること。
- 東京電力からは、上記の内容を検討する旨回答があった。

6. その他

資料：

- なし